

変更における必要な提出書類等(原則窓口申請)

No	書類等名
1	小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届※ ¹
2	申請者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)
3	受診者のマイナンバーカード

※¹：高槻市 HP（ページ ID 003495）でダウンロードまたは、子ども保健課の窓口にて必要事項を記載し提出してください。

変更における該当者のみ提出書類等(原則窓口申請)

No	該当条件	必要となる書類
1	保険変更	・ 保険者への高額医療費の適用区分に係る照会同意書※ ²
		・ 市町村民税非課税世帯の収入申立書兼同意書、または・収入額を証明する書類※ ³
		・ 扶養親族等の課税状況に関する申立書※ ⁴
		・ 医療保険の資格情報が確認できる書類※ ⁵ （ア）医療保険者から交付された「資格情報のお知らせ」 （イ）医療保険者から交付された「資格確認書」 （ウ）マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの （エ）マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン） （オ）（ア）～（エ）をお持ちでない方はマイナンバーカードをご持参ください
		・ 番号法の施行に伴う番号確認等について(委任状)※ ⁶
		・ (非) 課税証明書※ ⁷
2	市内での住所変更及び氏名の変更	・ 番号法の施行に伴う番号確認等について(委任状)※ ⁶
3	小児慢性特定疾病又は指定難病の対象者が世帯内に増えた場合	・ 所持されている小児慢性特定疾病の医療受給者証※ ⁸

※²：被保険者が変更になった場合に必要です。

※³：障がい年金や特別児童扶養手当の額を含めた所得が 82 万 6 千 5 百円以上あることが明らかな場合は、申立書の提出のみでも可能です。（高槻市 HP（ページ ID 003496）からダウンロードいただくか、子ども保健課の窓口にて必要箇所を記載し提出してください。）

※⁴：国民健康保険組合（高槻市国保、業種別国民健康保険組合等）加入者で、世帯内に市町村民税非課税の 16 歳以上の方がいる場合

※⁵：受診者の加入している医療保険によって必要範囲が異なる書類になります。

被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）の場合→受診者本人分

高槻市国民健康保険、又は業種別国民健康保険組合等の場合→同じ医療保険に加入している方全員分

（ア）～（エ）をお持ちでない方は、マイナンバーを利用した情報連携により提出を省略する予定ですが、情報の取得が遅れる場合があるため、受給者証発行までにお時間を要することがある他、後日追加で書類の提出を求める場合がありますのでご注意ください。

※⁶：申請者が被保険者でない場合

※⁷：①市町村民税が非課税の方②業種別国民健康保険組合に加入している方の条件に当てはまる方は、追加書類として、（非）課税証明書が必要となる場合がございます。

【必要な（非）課税証明書の課税年度については下記になります。】

・ 6 月 30 日以前の申請の場合は、前年度の（非）課税証明書

・ 7 月 1 日以降の申請の場合は、当該年度の（非）課税証明書

<注意>未申告等の場合は市民税の申告をしていただく必要があります。

※⁸：小児慢性特定疾病または指定難病の医療受給者証(写し)が必要になります。また、申請中の方で医療受給者証がまだお手元に無い方は、口頭で申し出てください。

他市からの転入における変更及び自己負担額変更における変更に関しては別途示しております。